



埼玉県報

第 2772 号
平成 28 年(2016 年)
2 月 12 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 軽油引取税免税証の無効告示（春日部県税事務所）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 宅地建物取引業者に対する監督処分（建築安全課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第七十号

埼玉県議会平成二十八年二月定例会を二月十九日に招集する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人川口市障害難病団体協議会
- 三 代表者の氏名
森田 かよ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市前川三丁目二十四番三十一号ムーミンハイツ
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口市内の障害児者、難病児者及びこれらの家庭の援護を図ることに関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百七十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 トリツ	11A066332 11A066332	四	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日
五 トリツ	11B009999 11B009999	一	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日
二〇 トリツ	11E016257 11E016258	二	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日
一〇〇 トリツ	11G075476 11G075476	一	農業	平成二十七年四月一日 平成二十八年一月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
埼玉県行田市南河原四九五
川田石油店

免税証を交付した事務所
春日部県税事務所

亡失年月日
平成二十八年一月五日

告 示

埼玉県告示第百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 早朝からの営業となることから、騒音の苦情が発生しないよう近隣住民に配慮した運営を行うこと。また、苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(2) 市道千二百二十二号線は、上高野小学校及び西中学校の通学路に指定されている。開店時刻変更に伴い、来客の時間帯が児童生徒の登下校時間帯と重なるため、交通安全に対し十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

平成二十八年二月十二日から平成二十八年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 早朝からの営業となることから、騒音の苦情が発生しないよう近隣住民に配慮した運営を行うこと。また、苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(2) 市道二一八号線は、上高野小学校及び西中学校の通学路に指定されている。開店時刻変更に伴い、来客の時間帯が児童生徒の登下校時間帯と重なるため、交通安全に対し十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

平成二十八年二月十二日から平成二十八年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 荷さばき施設の変更に伴い、延べ床面積及び建築面積が増加する可能性があるため、埼玉県越谷建築安全センターに確認すること。
- (2) 早朝からの営業となることから、騒音の苦情が発生しないよう近隣住民に配慮した運営を行うこと。また、苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

- (3) 市道二―八号線は、上高野小学校及び西中学校の通学路に指定されている。開店時刻変更に伴い、来客の時間帯が児童生徒の登下校時間帯と重なるため、交通安全に対し十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

平成二十八年二月十二日から平成二十八年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七十六号

平成二十六年埼玉県告示第四百五十三号で公示した公共測量は、平成二十七年十二月九日終了した旨測量計画機関である東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十七号

平成二十七年埼玉県告示七百八十四号で公示した公共測量は、平成二十七年十二月二十五日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十八号

平成二十七年埼玉県告示第千二百七十二号で公示した公共測量は、平成二十七年十二月二十五日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十九号

平成二十七年埼玉県告示第九百七十六号で公示した公共測量は、平成二十八年一月二十二日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十八年二月六日付けで、次のとおり処分した。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
リンク合 資会社	大栄竜二	埼玉県春日部 市大場一〇九 一番地四	平成二十八年三月一日か ら六十七日間の業務の全 部停止

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十八年二月八日

指令越建セ第二七〇〇六七二号

二 検査済証番号

平成二十八年二月八日

越建セ第四六五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字新田九百八十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市緑町六丁目十二番十五号 ノーブル春日部一〇二号

川面 宏之、川面 佐知子

告 示

埼玉県選管告示第六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十八年二月十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 美児沢用水利地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定
定に関して意見を述べることについて

ウ 上里幹線土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定
に関して意見を述べることについて